防犯カメラの設置及び運用 に関するガイドライン



天 理 市

第1 はじめに

1 ガイドラインを策定する目的

防犯カメラは、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には事件の早期解決に役立つものとして、市内でも公共施設をはじめ、民間施設においても設置が進み、市民の関心も高まっています。一方で、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないよう、その運用には十分に注意する必要があります。そのため、防犯カメラの設置者がプライバシーの保護に注意しつつ、防犯カメラを適正かつ効果的に活用できるようにガイドラインを策定しました。

2 防犯カメラとは

このガイドラインの対象となる防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として不特定多数の人が利用する施設や場所に設置された画像撮影装置で画像記録機能を有するものをいいます。

3 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条(個人の尊重)の趣旨を踏まえた慎重な取扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる場合には個人情報に該当し、「個人情報の保護に関する法律」により保護の対象となっています。

防犯カメラは、犯罪の防止を目的とするものですが、プライバシーや個人情報の 取扱いには十分に留意することが必要です。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び撮影範囲に当たっては、犯行の抑止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にする必要があります。また、防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪の抑止効果を高めるため、撮影対象区域内や付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していることを表示することが必要です。

2 設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行の抑止効果を高めるため、撮影対象区域内や付近の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」及び「設置団体名」を表示したプレートを設置することが必要です。

3 管理責任者の指定

防犯カメラは、その運用を誤れば個人のプライバシーの侵害につながりますので、その管理・運営に当たっては、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

4 画像データの管理

個人の画像データが、本人の知らない間に社会に出回ることは絶対に避けなければなりません。防犯カメラの画像データについても、次の事項に留意し、慎重な管理を行う必要があります。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラの操作や画像データの確認等を行う者を限定し、取扱担当者として指定することが妥当です。また、取扱担当者以外の者が取り扱うことにないよう厳重な管理が必要です。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、棄損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底する ために、保存期間を2週間を限度として設定し、不必要な画像データの保存はやめ ましょう。

(3) 画像データの厳重な保管

モニター、パソコン、録画装置、画像データの記録媒体(CD-ROM、DV D、メモリーカード、外付けハードディスク等)については、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難の防止のため、施錠のできる施設の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意しましょう。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、IDやパスワードを使用し、画像データの流出に注意しましょう。

(4) 画像データの消去

画像データを消去しないで放置すると、個人情報が流出する危険性が高まります。 保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは、速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行いましょう。また、記録媒体を処分するときは、破砕又は復元できない方法で完全に消去するなど、画像等が読み取れない状態にした上で処分しましょう。

5 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、 次の場合を例外として、設置目的以外の目的に使用したり、第三者に提供してはいけ ません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- ③ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

6 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの撮影によって人の容 貌・姿態という個人情報を大量に収集・管理することになります。したがって、 管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて、知り得た情報をみだりに人 に漏らしたり、不当な目的のために使用してはいけません。

7 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対し、あらかじめ対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応しましょう。

第3 運用基準の策定

防犯カメラの設置者は、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能 となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を定め、その内容を周知徹底するこ とが必要です。策定に当たっては、別添の<策定例>を参考にしてください。

<策定例>

○○自治会防犯カメラ運用基準

(目的)

第1条 この基準は、○○自治会に設置された防犯カメラについて、撮影された画像データ等の管理及び運用に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(管理責任者及び取扱担当者)

- 第2条 防犯カメラ及び画像データの適正な運用を図るため、 管理責任者及 び取扱担当者を次のとおり指定する。
 - (1) 管理責任者
 - ○○自治会 会長 ○○ ○○
 - (2) 取扱担当者
 - 〇〇自治会 〇〇 〇〇

(設置台数及び設置場所)

第3条

(1) 設置台数

〇台

(2) 設置場所

天理市〇〇町〇〇番地 (別図のとおり)

(設置表示及び管理方法)

- 第4条 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」・「設置者名」を記載したプレート等を設置する。
- 2 管理責任者及び取扱担当者以外の者による防犯カメラの操作及び画像データの取扱いを禁止する。また、管理責任者及び取扱担当者が必要であると判断する場合には、前項の操作及び取扱いを行う担当者を指定するものとする。

(画像データ の保存及び消去)

- 第5条 画像データは、撮影時のまま保管し、加工はしない。
- 2 モニターや画像データの録画装置及び画像を記録した媒体を保管する場合

は、施錠のできる事務室内及び保管庫内に保管する。

3 撮影された画像の保存期間は、概ね○○日間とし、保存期間終了後は速や かに消去するか、上書きによる消去を確実に行う。

(画像データの利用制限)

- 第6条 画像データの利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。
- 2 画像データは、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。
- (1) 法令に基づく請求があった場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合 (ただし、捜査機関が画像データの提出を求める場合は文書によるものとする。)
- (3) 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない と認められる場合
- (4) 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合 (苦情等の処理)
- 第7条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

附則

この基準は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。